

株式会社日新 神奈川埠頭倉庫

月例安全会議

第12回 危険物積付検査・危険物コンテナ収納検査



安全環境室
2024年10月31日

検査の背景 コンテナインスペクションプログラム

各国政府関係機関が危険物を積載するコンテナ等を対象に行う検査

2021年報告国：スウェーデン・フィンランド・ドイツ・米国・カナダ・チリ・韓国

コンテナ総数：78,655コンテナ

違反コンテナ：8,539コンテナ(10.86%)

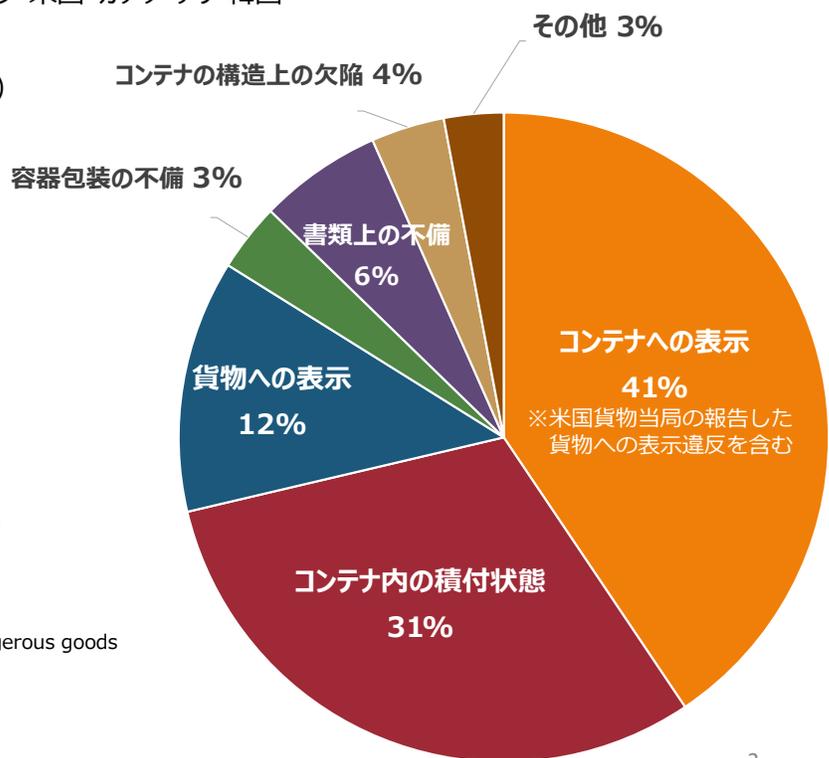
違反の種類

- ・コンテナへの表示
- ・コンテナ内の積付状態
- ・貨物への表示
- ・容器包装
- ・書類上の不備
- ・コンテナの構造上の欠陥
- ・その他
(コンテナ安全承認板・混載危険物の隔離等)

※米国沿岸警備隊のデータは実施数と違反数のみ

出典 IMO GISIS

Reports of inspection programs for CTUs carrying dangerous goods



危険物積付検査・危険物コンテナ収納検査とは

積付検査 → 船舶所有者または船長



主な検査項目

- ・申請内容との整合性
- ・船舶の危険物の積載許可
- ・船舶への危険物の積載状態・固縛状態
- ・積載方法（積載場所、熱源・居住区等との距離）
- ・隔離（他の危険物や貨物との隔離）
- ・危険物の容器（規則適合性・損傷の有無）
- ・危険物への表示

収納検査 → 荷送人



主な検査項目

- ・申請内容との整合性
- ・コンテナの定期検査の状況と健全性
- ・コンテナ内の危険物の収納状態・固縛状態
- ・隔離（同一コンテナへの収納可否）
- ・危険物の容器（規則適合性・損傷の有無）
- ・危険物への表示
- ・コンテナへの表示

© 2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

3

よくいただくご質問



約 459,000 件の結果

一般財団法人新日本検定協会
<https://www.shinken.or.jp/archives/bizguide/3825>

危険物コンテナ収納検査・積付検査 | 一般財団法人新日本検定協会

2024年2月22日：危規則上の危険物を船舶に積載して運送しようとする場合、その積載方法その他積付けについて、危険物をコンテナに収納して運送しようとする場合、その収納方法につ...

法令に基づく検査・分析

危険物コンテナ収納検査・積付検査



危規則上の危険物を船舶に積載して運送しようとする場合、その積載方法その他積付けについて、危険物をコンテナに収納して運送しようとする場合、その収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長(積付検査の一部は、国土交通大臣)又は登録検査機関の積付検査又は収納検査を受けなければなりません。

© 2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

4

よくいただくご質問

危険物コンテナ収納検査によくいただくご質問（FAQ）

Q どのような危険物が収納検査の対象になりますか？ +

Q 収納検査ではどのようなところを検査しているのですか？ +

Q 同一コンテナに複数の危険物を混載するときの、隔離判定について教えてください。 +

Q 少量危険物等、複数の危険物を同一コンテナに収納したときのコンテナへの表示方法のルールを教えてください。 +

Q 危険物を収納する容器に表示する国連番号の高さのルールを教えてください。 +

Q 少量危険物の条件とそのメリット +

Q コンテナ収納検査実施後の青色の封印（アメリカ向けコンテナへの封印）はどのような意味ですか。 +

Q 危険物やコンテナに表示するラベルはどこで買えますか？ +

Q 輸出先各国の法令に対応したSDSの作成・相談はできますか？ +

Q 危険性評価試験（国連勧告試験）は実施できますか？ +

© 2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

5

危告示の改正概要 2025年1日1日施行

危告示第10条の3

以下の3点の表示が、耐海水性が求められることが明記されているものに加えられます。

- ・くん蒸注意用表示・窒息注意用表示・少量危険物用表示

危告示 別表第1 国連番号1361 炭素

木炭の自己発熱による船舶の火災事故を踏まえ、木炭等を危険物として取り扱うか否かを判定するための自己発熱性試験の適用を廃し、全ての木炭等について、製造後の冷却やコンテナ収納時の一定空間の確保等を義務付けるとともに、荷送人から船長に提出する危険物明細書に製造日、容器収納日及び容器収納時の温度を記載させることとする。

© 2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

6

2025年危告示の改正概要

危告示 別表第1

新たな危険物11エントリーの追加

国連番号0514	消火剤散布装置
国連番号3551	ナトリウムイオン電池（有機電解液を使用したもの）
国連番号3552	ナトリウムイオン電池（装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたものであって、有機電解液を使用したもの）
国連番号3553	ジシラン
国連番号3554	ガリウム(機械類、日用品等に含まれるガリウムに限る。)
国連番号3555	トリフルオロメチルテトラゾールナトリウム塩 (68質量%以上のアセトンで鈍性化したものに限る。)
国連番号3556	車両（リチウムイオン電池を動力源とするもの）
国連番号3557	車両（リチウム金属電池を動力源とするもの）
国連番号3558	車両（ナトリウムイオン電池を動力源とするもの）
国連番号3559	消火剤散布装置
国連番号3560	水酸化テトラメチルアンモニウム（水溶液） (濃度が25質量%以上のものに限る。)

お問合せ先

一般財団法人 新日本検定協会
ケミカルエネルギーグループ 安全環境室
メールアドレス：ankanml-he@shinken.or.jp
電話番号：03-3449-2818 FAX：03-3449-0355